

令和2年5月

保護者 各位

志賀町教育委員会

志賀町立小学校・中学校「学校における働き方改革」に係わる 取組についてご理解とご協力をお願いいたします

保護者の皆様には、平素より各学校の教育活動に多大なるご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、教職員の時間外勤務の状況が問題とされている中、石川県では文部科学省の方針を受け、石川県教育委員会の「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」（平成30年3月）の通知のもと、具体的な取組が全県下で推進されています。

つきましては、志賀町教育委員会でも石川県教育委員会の取組方針にもとづき、学校における働き方改革として昨年度同様、主に以下の取組を推進してまいります。保護者の皆様には、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

【取組の基本方針】

長時間勤務の改善等、教職員の働き方を見直すことで、

- 1 教職員による授業の準備や児童生徒と向き合う時間を確保します。
- 2 教職員の心身の健康を保ちます。

【主な取組】

- 1 学校において、各種会議等の整理など、業務の効率化に向けた取組を行います。
- 2 学校において、月2回以上の「定時退校日」を設定します。
- 3 学校において、「最終退校時刻」の目標を設定します。
- 4 学校において、夜間、一定の時刻以降は留守番電話による対応とします。この場合、緊急時は志賀町役場（32-1111）へ連絡願います。
- 5 中学校の部活動において、原則として週2日以上、平日1日と土曜日または日曜日を休養日とします。その際、平日は水曜日を原則とし、土曜日または日曜日については、日曜日を中心に休養日とします。（大会等は除く）
- 6 中学校の部活動において、通常の練習時間は、平日は2時間程度、休みの日は3時間程度とします。
- 7 夏季休業期間の旧盆を含む一週間を「リフレッシュウィーク」に設定し、連続する4日間の学校閉庁日を設けます。令和2年度、志賀町では、
リフレッシュウィーク 8月10日（月）～8月16日（日）（毎年、同期間に設定）
学校閉庁日 8月11日（火）～8月14日（金）

取組に関することについては、今後、各学校の「学校だより」等で事前に案内されます。